

静岡県立農林環境専門職大学評議会規程

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）に置く評議会の組織、所掌事項及び運営について必要な事項を定める。

第2条 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 静岡県立農林環境専門職大学の学部（以下「学部」という。）の教授会が選定する教授2人
- (4) 学科長
- (5) 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）の教授会が選定する教授2人
- (6) 図書館の館長
- (7) 事務局長
- (8) 学生部長

2 前項の場合において、副学長を置くときは、当該副学長を評議員とする。

第3条 前条第1項第3号及び第5号の評議員は、学部及び短期大学部の教授会において当該学部及び短期大学部の教授（評議員着任時に当該条件を満たす者を含む。）のうちから選出するものとする。

第4条 評議員に欠員を生じた場合には、前条の方法又はその特定の職の後任者をもってこれを補充する。

第5条 教授であることによって評議員になった者の任期は、2年とする。ただし、前条に規定する補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

2 前項の評議員は、再任されることができる。

3 第1項の評議員は、任期が満了した場合においても、新たに評議員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行う。

第6条 評議会は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定によりその権限に属する事項のほか次の事項を審議し、学長はその議に基づいて、これを定めるものとする。

- (1) 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項
- (2) 予算概算の方針に関する事項
- (3) 学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4) 教員人事の基準及び方針に関する事項
- (5) 教育課程の編成方針に関する事項
- (6) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- (7) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (8) 教育研究に係る自己点検評価に関する事項
- (9) その他の機関の連絡調整に関する事項

(10) その他専門職大学の運営に関する重要事項

第7条 評議会の会議は、学長がこれを招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、学長の指名する者がその職務を代行する。

第8条 評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第9条 議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 学長は、必要に応じ、評議員以外の教職員を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

第11条 この規程に定めるもののほか、評議会の運営について必要な細則は、評議会の議を経て、学長が定める。

第12条 この規程の改正は、評議員の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年10月17日から施行する。